

此花区地域福祉計画の 中間見直しについて（案）



令和4年8月
此花区役所

此花区地域福祉計画の概要

現行

1 地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法第107 条に基づく「市町村地域福祉計画」

2 計画期間

平成31（令和元）年度から令和 5 年度までの 5 年間

（社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて見直しを行う。）

3 基本理念

声かけ・見守り・助け合いが日常化し、笑顔でつながりいきいきと
暮らせるまち

4 基本目標

（1）みんなで支えあう地域づくり

（2）地域での支えあいのネットワークの拡充

此花区地域福祉計画の中間見直しの必要性

- 本計画は、令和元年度の策定から既に3年が経過。その間、内容の更新ができていない。
- 令和4年3月4日 大阪市会本会議（松井市長答弁）
「地域福祉計画の策定にあたって、・・・区政会議など住民や地域団体等が参画する会議での意見聴取や・・・さまざまな方法により住民等の意見を計画へ反映しているところ」
- 市政改革プランへの対応（市政改革プラン3.0説明資料より）
「市政改革を進めるにあたっては、PDCA（※）サイクルを推進する観点から、・・・改善を図っていきます。」

（※）PDCA・・・Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4つのプロセスからなる活動のサイクルを繰り返し、改善を継続していくための手法です。

区政会議でご意見をお聞きし、PDCAを意識した計画の見直しが必要

中間見直しにかかる実施体制 (案)

◇ 市会での議論等を踏まえ、計画の見直し等にあたっては区政会議での検討が望ましい。



◇ しかしながら、限られた期間で集中的かつ専門的に検討・整理を行う必要がある。



そこで、区政会議に部会を設け、「(仮称) 此花区区政会議 地域福祉計画検討部会」を設置したいと考えています。

・スケジュール案

令和4年8月 区政会議

令和4年秋頃 「(仮称) 此花区区政会議 地域福祉計画検討部会」開催 (2回程度開催)

⇒中間見直し(案)のとりまとめ

令和4年冬頃 区政会議に中間見直し(案)を報告のうえ、パブリックコメントを実施

令和4年度末 此花区地域福祉計画中間見直し 策定(予定)

「(仮称) 此花区区政会議 地域福祉計画検討部会」メンバー案

- ・考え方

区政に関するさまざまな意見を頂戴するために区民の皆様が参画している区政会議委員を基本としつつ、より専門的な分野について検討を深めていくために福祉事業者等も加わった重層的な検討体制としてまいりたいと考えています。

- ・メンバー案

区政会議委員の一部

+

下記のメンバー（案）

- ・区民生委員児童委員協議会
- ・区社会福祉協議会
- ・障がい者支援分野の事業所
- ・高齢者支援分野の事業所
- ・子育て支援分野の事業所

等